

世田谷区公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月9日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路放射第23号線

2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課